

平成20年6月6日
東京管区気象台

富士山測候所の特別地域気象観測所への移行について

1. 測候所の機械化・無人化

- (1) 気象庁では、これまで、気象衛星、気象レーダー(20)、アメダス観測網(約1300)、ウィンドプロファイラー(31)、計測震度計ネットワーク(約600)など、IT技術を取り入れながら業務の技術革新を進めてきており、気温、降水量、風向・風速等の観測業務については、自動化された機器により観測・即時的データ送信をすることができるようになりました。これら機器の整備・展開により、全国的に、気象、地震等の監視能力は飛躍的に向上しています。

このため、測候所につきましては、平成8年度以降、自動観測システムの計画的な整備により、無人化(特別地域気象観測所への移行)を進めてきており、これまでに全国68ヶ所の測候所の無人化を実施してきました。

- (2) 測候所の無人化に際しては、

従来より機能アップした機器等によって観測業務は継続します。

観測データを含む各種の気象情報の提供・解説につきましては、予報・警報等の作成・発表を担当している最寄りの地方気象台等が行います。
したがって、地域における防災気象情報の提供に支障はありません。

2. 特別地域気象観測所への移行日

富士山測候所については、平成20年10月1日に、特別地域気象観測所への移行を実施します。

なお、その他の全国の測候所につきましては、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月閣議決定)に基づき、平成22年度までに原則として廃止(機械化・無人化)することとしています。